

総合地球環境学研究所人事委員会規則

平成 16 年 5 月 31 日制 定

規則第 26 号

令和 4 年 4 月 1 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の教授、准教授、助教（以下「教員」という。）及び特任研究員の候補者の選考について定めるものとする。

(人事委員会)

第 2 条 運営会議に、教員及び特任研究員の採用又は昇任に係る候補者の予備選考（以下単に「選考」という。）並びに教員の再任の審査を行うため、人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第 3 条 教授及び准教授の候補者の選考に係る委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- 一 研究所の職員以外の運営会議委員 若干名
- 二 研究所の職員である運営会議委員 若干名

2 助教の候補者の選考及び教員の再任の審査に係る委員会は、研究所の職員である運営会議委員全員により構成する。

3 特任研究員の候補者の選考に係る委員会は、第 1 項又は前項を準用し、必要に応じて、運営会議議長が特に必要と認めた研究所の職員を加えることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから運営会議議長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が議長となる。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することが出来ない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ意見を聴取することができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事手続きその他その運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 8 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。